

# **稚内市廃棄物最終処分場整備運営事業**

## **落札者決定基準**

**平成 16 年 7 月 26 日**

**稚内市**

## 目 次

|    |                |   |
|----|----------------|---|
| 1. | 総則 .....       | 1 |
| 2. | 落札者決定方法 .....  | 1 |
| 3. | 参加資格審査の方法..... | 3 |
| 4. | 基礎審査の方法 .....  | 4 |
| 5. | 定量化審査の方法.....  | 5 |
| 6. | 得点化基準 .....    | 5 |

## 1. 総則

本事業を実施する事業者は、専門的な知識やノウハウ（設計技術力、建設技術力、運営・維持管理能力、事業経営能力、資金調達能力等）を有することが必要となる。このため、落札者の決定に当たっては、価格及びその他の条件（性能、機能、技術等）によって落札者を決定する総合評価一般競争入札を採用する。

この落札者決定基準は、総合評価一般競争入札により落札者を決定するため、要求水準書等の内容について入札参加者から提出された提案書を可能な限り客観的に評価する基準として示すものである。

## 2. 落札者決定方法

### 2.1 総合評価一般競争入札

総合評価一般競争入札の方法は次のとおりとする。

#### (1) 入札参加資格の確認審査（以下「参加資格審査」という。）

市は、参加資格審査申請書【第6号様式】及び添付書類により、入札説明書に記載の入札参加者の備えるべき参加資格要件（以下「参加資格要件」という。）を満たしていることを確認する。資格不備の場合は、失格とする。

#### (2) 最優秀提案の選定

##### 1) 入札価格の確認

市は、入札書【第9号様式】に記載された入札価格が、入札予定価格（3,069,894千円（消費税及び地方消費税を除く。））を超えていないことを確認する。入札価格が入札予定価格を超える場合は、失格とする。

##### 2) 提案内容の基礎審査

市は、入札書類に記載された内容が、この落札者決定基準に示す基礎審査項目を満たしていることを確認する。基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は、失格とする。

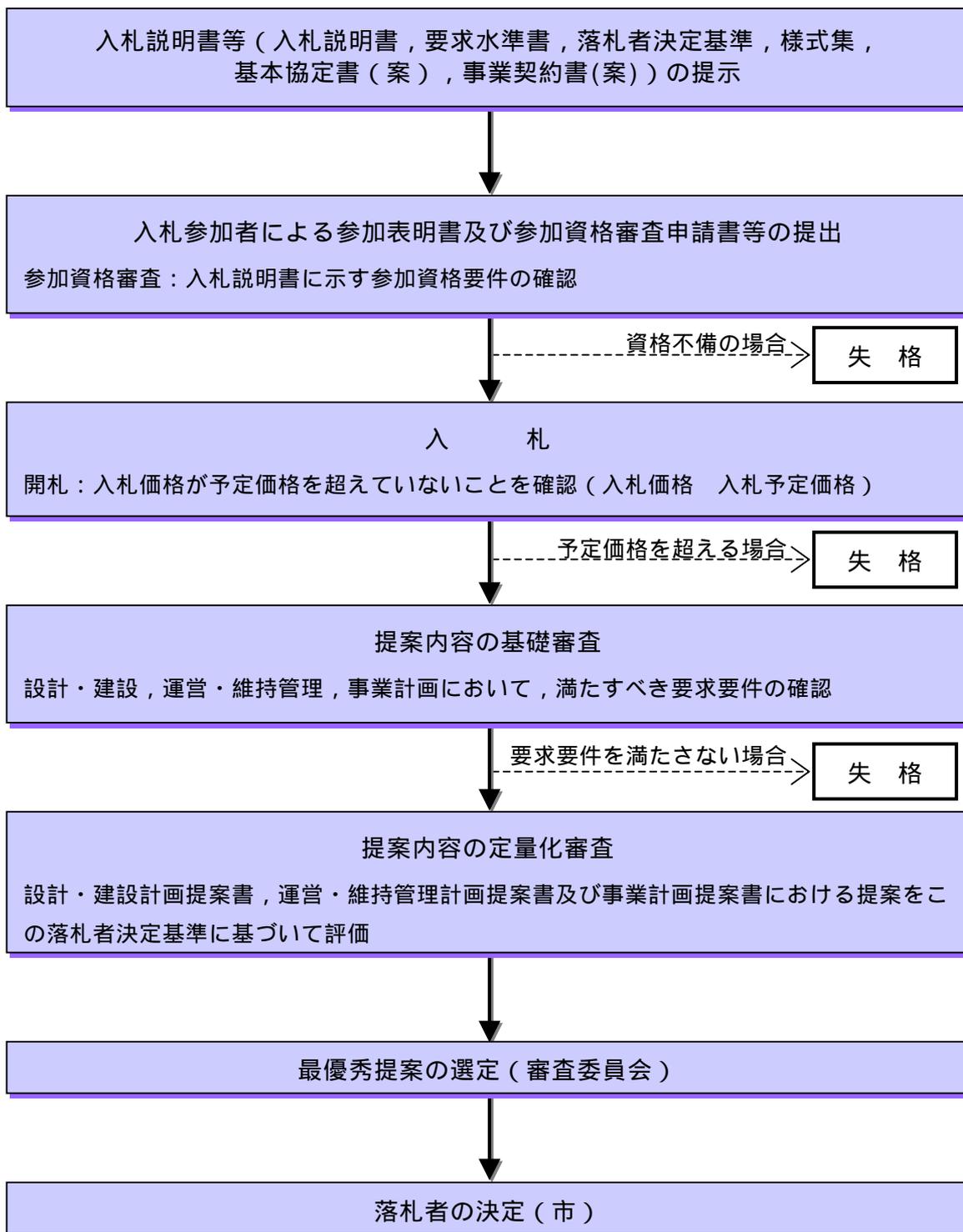
##### 3) 提案内容の定量化審査

稚内市PFI事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、入札書類に記載された内容について、この落札者決定基準に示す得点化基準に従って評価する。審査委員会で、各評価項目に対し、評価の理由を明らかにした上で得点化し、得点の合計が最も高い提案を最優秀提案として選定する。ただし、得点の合計が最も高い提案が2以上あるときは、当該者にくじを引かせて最優秀提案を選定する。

#### (3) 落札者の決定

市は、審査委員会の最優秀提案選定を踏まえ、落札者を決定する。

## 2.2 審査の流れ



### 3. 参加資格審査の方法

参加表明書と同時に提出される参加資格確認申請書【第6号様式】及び添付書類から、次の事項を確認する。結果について、代表企業に通知する。

#### 入札参加者の構成

- ・ 構成員の明記（代表企業，設計企業，建設企業，運営企業等）
- ・ 構成員が他入札参加者の構成員となっていないこと

#### 入札参加者の参加資格要件

##### 1) すべての構成員

- ・ 本事業を円滑に遂行でき，安定的かつ健全な財務能力を有していること
- ・ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること

##### 2) 設計企業

- ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により，一級建築士事務所の登録を受けた者であること，又は，建設コンサルタント登録規定（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定により，建設コンサルタントの登録を受けた者であること
- ・ 市の平成16年度入札参加資格を有していること

##### 3) 建設企業

- ・ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により，土木一式工事につき特定建設業の許可を受けていること
- ・ 建設業法第27条の23第1項に規定する土木一式工事に関わる経営事項審査で，土木工事の総合評点数値が900点以上であること。ただし，複数の企業で応募する場合は，当該総合評点数値が900点以上のものを少なくとも1者含むこと
- ・ 市の平成16年度入札参加資格を有している者で，土木工事に登録していること
- ・ 平成6年度以降に元請として，廃棄物埋立容量50,000m<sup>3</sup>以上の一般廃棄物最終処分場又は公共関与の産業廃棄物最終処分場（管理型）の施工実績（最終処分地及び水処理施設の両者。ただし，同一処分場でなくてもよい。）を有すること。ただし，複数の企業で応募する場合は，当該実績のあるものを少なくとも1者含むこと（なお，共同企業体構成員としての実績は，出資比率が20%以上の場合のものであること。）

##### 4) 運営企業

- ・ 平成6年度以降に，一般廃棄物最終処分場又は公共関与の産業廃棄物最終処分場（管理型）について，1年間以上の管理実績（埋立管理及び水処理施設管理）を有していること

#### 構成員の制限

- ・ 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）第2項の規定に該当しない者であって，その事実があった日から2年を経過しない者でないこと
- ・ 設計企業，建設企業においては，市の指名停止措置を受けている者でないこと
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条

第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。)がなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと

- ・本事業に係るPFIアドバイザー業務に関与した者でないこと
- ・稚内市税又は消費税若しくは地方消費税を滞納している者でないこと
- ・稚内市の財産貸付に係る土地貸付料、埋立地貸付料又は建物貸付料を滞納している者でないこと

## 4. 基礎審査の方法

### 4.1 審査の項目

提案書に記載された内容が、次の基礎審査項目を満たしていることを確認する。

#### 共通事項

- ・提案書全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと
- ・提案書全体について、様式集に従った構成(項目の構成、枚数制限等)となっていること

#### 設計・建設計画提案書、運営・維持管理計画提案書

- ・当該提案に関連する各様式(別添「様式集」参照)に示す項目に対する提案の内容が要求水準書を満たしていること

#### 事業計画提案書

- ・初期投資における借入金の返済期間に追加的な出資又は融資を想定していないこと
- ・総合評価に用いる価格は、割引率4%で現在価値(平成16年度期初を基準とする。)に換算されていること
- ・リスク分担に関し、入札説明書別表で示したリスク分担表との齟齬がないこと

### 4.2 審査の流れ

提案書から、基礎審査項目の内容を満たしていることを確認する。基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格となる。全ての基礎審査項目を満たしていることが確認された場合、当該提案書について定量化審査を行う。

## 5. 定量化審査の方法

入札書類に記載された提案内容について、入札説明書及び要求水準書に示す最低限の要件を超える部分について、「6. 得点化基準」に示す得点化基準に基づき、評価に応じて得点（以下「加点」という。）を付与する。

なお、入札価格に関する事項以外の事項については、以下に示す5段階により評価を行う。

| 評価 | 評価の意味合い                 | 得点化方法   |
|----|-------------------------|---------|
| A  | 当該評価項目において特に優れている       | 配点×1.00 |
| B  | AとCの中間程度                | 配点×0.75 |
| C  | 当該評価項目において優れている         | 配点×0.50 |
| D  | CとEの中間程度                | 配点×0.25 |
| E  | 当該評価項目において優れているとは認められない | 配点×0.00 |

## 6. 得点化基準

### 6.1 定量化審査の配点表

次の表に示す配点に従い、提案書に記載された内容を得点化する。

| 審査項目（小項目別）                            | 配点           |
|---------------------------------------|--------------|
| <b>（1）設計・建設業務に関する事項</b>               | <b>（30点）</b> |
| 1) 早期安定化対策                            | 7点           |
| 2) 浸出水処理対策                            | 6点           |
| 3) しゃ水対策                              | 7点           |
| 4) 環境対策                               | 5点           |
| 5) 施工計画                               | 5点           |
| <b>（2）運営・維持管理及び施設の廃止に係る管理業務に関する事項</b> | <b>（17点）</b> |
| 1) 埋立計画                               | 7点           |
| 2) 環境対策                               | 5点           |
| 3) 施設管理                               | 5点           |
| <b>（3）事業計画に関する事項</b>                  | <b>（13点）</b> |
| 1) 資金調達の確実性                           | 2点           |
| 2) 長期収支計画の安定性                         | 2点           |
| 3) リスク管理方針                            | 6点           |
| 4) 地域社会への貢献                           | 3点           |
| <b>（4）入札価格に関する事項</b>                  | <b>（40点）</b> |
| 1) 入札価格                               | 40点          |
| <b>合 計</b>                            | <b>100点</b>  |

## 6.2 審査項目別の評価の視点

### (1) 設計・建設業務に関する事項（設計・建設計画提案書の審査）

#### 1) 早期安定化対策（配点：7点）

計画施設の早期安定化対策において、 空気供給能力、 浸出水集排水能力、 その他技術等に関して優れた提案と認められる場合、その内容に応じて、配点を7点とする5段階評価により得点を付与する。

#### 2) 浸出水処理対策（配点：6点）

計画施設の浸出水処理対策において、 処理システム、 原水質の変動への対応、 寒冷地対策に関して優れた提案と認められる場合、その内容に応じて、配点を6点とする5段階評価により得点を付与する。

#### 3) しゃ水対策（配点：7点）

計画施設のしゃ水対策において、 しゃ水構造、 破損修復方法、 破損または漏水の確認方法に関して優れた提案と認められる場合、その内容に応じて、配点を7点とする5段階評価により得点を付与する。

#### 4) 環境対策（配点：5点）

計画施設の環境対策において、 環境保全基準（計画施設の公害防止基準）、 地下水質異常時の対応、 周辺自然環境との調和、 景観への配慮に関して優れた提案と認められる場合、その内容に応じて、配点を5点とする5段階評価により得点を付与する。

#### 5) 施工計画（配点：5点）

着工から供用開始までの施工計画について、 品質管理・性能確認、 環境管理について、優れた提案と認められる場合、その内容に応じて、配点を5点とする5段階評価により得点を付与する。

### (2) 運営・維持管理及び施設の廃止に係る管理業務に関する事項（運営・維持管理計画提案書の審査）

#### 1) 埋立計画（配点：7点）

運営期間における埋立計画について、 搬入不適物の除去、 埋立廃棄物の減容化、 早期安定化に対する対策、 浸出水の発生抑制、 埋立作業の管理、 現地気象状況に対応した埋立方法について、優れた提案と認められる場合、その内容に応じて、配点を7点とする5段階評価により得点を付与する。

#### 2) 環境対策（配点：5点）

運営期間・管理期間における環境対策の提案について、 運営期間・管理期間における計画施設の環境管理基準（測定項目、箇所及び頻度）、

運営期間における最終処分場廃止時期の把握に係る対策， ．環境情報の提供について，優れた提案と認められる場合，その内容に応じて，配点を5点とする5段階評価により得点を付与する。

3) 施設管理（配点：5点）

運営期間・管理期間における施設管理の提案について， ．施設清掃， ．しゃ水工の維持管理， ．浸出水処理施設の維持管理， ．その他設備の維持管理について，優れた提案と認められる場合，その内容に応じて，配点を5点とする5段階評価により得点を付与する。

(3) 事業計画に関する事項（事業計画提案書の審査）

1) 資金調達の確実性（配点：2点）

資金調達に関し，予定される金融機関の具体的記述や金融機関との交渉状況等が示されている場合には，その内容に応じて，配点を2点とする5段階評価により得点を付与する。なお，金融機関の融資確約書の添付等が認められる場合には，Aの評価とする。

2) 長期収支計画の安定性（配点：2点）

長期収支計画に関し，事業期間全体を通して余裕のある収支計画となっている場合は，確実性，実効性などを勘案し，その内容に応じて，配点2点とする5段階評価により得点を付与する。

3) リスク管理方針（配点：6点）

事業者が負担する施設の性能リスクや環境保全リスク，事故の発生リスク，その他のリスクについて，追加的な保険の付保等，適切かつ具体的で実現可能と判断される優れた提案であると認められる場合，その内容に応じて，配点を6点とする5段階評価により得点を付与する。

4) 地域社会への貢献（配点：3点）

事業の実施に伴い，地域（市）経済や地域社会の活性化に貢献する提案がなされた場合，確実性，実効性などの内容に応じて，配点を3点とする5段階評価により得点を付与する。

(4) 入札価格に関する事項（入札価格の審査）

1) 入札価格（配点：40点）

入札参加者中，入札価格から市の税金等収入を減じた額の現在価値（割引率4%）が最小となった提案に対し，40点を付与する。

他の入札参加者の同現在価値については，最小入札価格の現在価値との差額に対し（1点/4，000万円）の割合で算出し，40点から減じた得点を付与する。得点は小数点第二位以下を四捨五入した値とする。

審査項目と提案様式の対応

本基準に示す審査項目の対象とする提案様式は以下のとおりである。原則として、各項目に対応する様式のみを審査対象とする。

| 審査項目                                  |                                 | 対応する様式番号  |                                    |
|---------------------------------------|---------------------------------|---|------------------------------------|
| 提案内容の基礎審査                             | 共通事項                            | 提案書全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと     | 第9号様式～第34号様式                       |
|                                       |                                 | 提案書全体について、様式集に従った構成（項目の構成、枚数制限等）となっていること          | 第9号様式～第34号様式                       |
|                                       | 設計・建設計画提案書                      | 当該提案に関連する各様式に示す項目に対する提案の内容が要求水準書を満たしていること         | 第18号様式                             |
|                                       | 運営・維持管理計画提案書                    | 当該提案に関連する各様式に示す項目に対する提案の内容が要求水準書を満たしていること         | 第25号様式                             |
|                                       | 事業計画提案書                         | 初期投資における借入金の返済期間に追加的な出資又は融資を想定していないこと             | 第34号様式                             |
|                                       |                                 | 総合評価に用いる価格は、割引率4%で現在価値（平成16年度期初を基準とする。）に換算されていること | 第30号様式，第34号様式                      |
| リスク分担に関し、入札説明書別紙で示したリスクの分担方針との齟齬がないこと |                                 | 第31号様式  |                                    |
| 提案内容の定量化審査                            | (1) 設計・建設業務に関する事項               | 1) 早期安定化対策  | 第13号様式                             |
|                                       |                                 | 2) 浸出水処理対策  | 第14号様式                             |
|                                       |                                 | 3) しゃ水対策  | 第15号様式                             |
|                                       |                                 | 4) 環境対策   | 第16号様式                             |
|                                       |                                 | 5) 施工計画   | 第17号様式                             |
|                                       | (2) 運営・維持管理及び施設の廃止に係る管理業務に関する事項 | 1) 埋立計画   | 第22号様式                             |
|                                       |                                 | 2) 環境対策   | 第23号様式                             |
|                                       |                                 | 3) 施設管理   | 第24号様式                             |
|                                       | (3) 事業計画に関する事項                  | 1) 資金調達の実確性                                       | 第33号様式                             |
|                                       |                                 | 2) 長期収支計画の安定性                                     | 第19号様式，第26号様式～第28号様式，第33号様式～第34号様式 |
|                                       |                                 | 3) リスク管理方針  | 第31号様式                             |
|                                       |                                 | 4) 地域社会への貢献                                       | 第32号様式                             |
|                                       | (4) 入札価格に関する事項                  | 1) 入札価格   | 第30号様式                             |